

## 諮問第 4 8 1 号

## 八丈島八丈町中之郷(NOE-3B)の温泉掘削について

- |   |     |              |
|---|-----|--------------|
| 1 | 申請者 | OR ジオ八丈島株式会社 |
| 2 | 目的  | 産業利用（地熱発電用）  |
| 3 | 申請地 | 八丈島八丈町中之郷地内  |
| 4 | 地目  | 雑種地          |

 掘削工事

- |         |                            |
|---------|----------------------------|
| ゆう出路の口径 | 220.5～215.9 ミリメートル         |
| ゆう出路の深度 | 1,120 メートル（掘削長 1,200 メートル） |
| 施工方法    | ロータリー式掘削                   |

 利用計画（予定）

- |      |                       |
|------|-----------------------|
| 施設概要 | 地熱発電施設（発電出力 4,444 kW） |
| 産出量  | 32.6 t/h              |

 申請地周辺の状況等（図 1～3 及び写真①～③）

- |      |   |
|------|---|
| 土地   | 申請者所有   |
| 周辺概況 | 平成 31 年に発電を終了した東京電力パワーグリッド株式会社による地熱発電所の敷地内で、八丈島南部の三原山中腹に位置する。周辺は森林であり、近隣に地熱利用農業用温室が立地。令和 4 年に掘削完了した NOE-3 を途中の深度まで埋戻し、方向及び角度を変えて掘削する。 |

既存源泉（半径 1km）あり（同一敷地内）

水道水源井等（半径 1km）なし

湧水（半径 1km）なし

 他法令関係

自然公園法（富士箱根伊豆国立公園）

 可燃性天然ガス対策

噴出のおそれのある地域に該当しないため、敷地境界から 3 メートル以上の離隔距離を確保する。



図1 申請地（広域図）

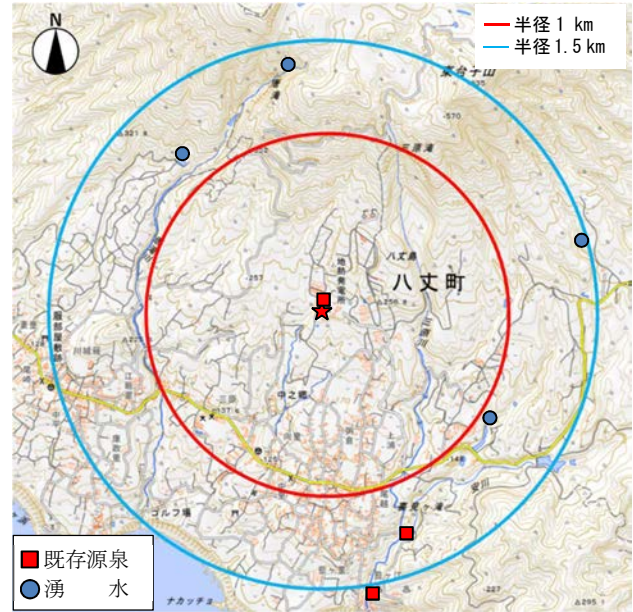


図2 周辺 1 km、1.5km の様子

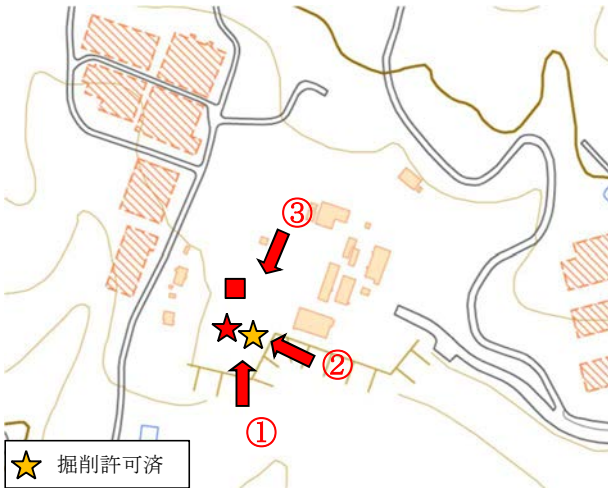


図3 詳細図（撮影方向）



①申請地点周辺



②申請地点周辺



③申請地点周辺

## 八丈島八丈町中之郷 (NOE-3B) の温泉掘削に係る許可基準の適合状況

## □許可の基準 (温泉法第 4 条第 1 項各号)

- ・温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼさないこと (第 1 号)
- ・公益を害するおそれがないこと (第 3 号)

基準		本申請の内容
①温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について (平成 17 年 1 月 17 日東京都自然環境保全審議会答申) 制限距離以上を既存源泉からとること。制限距離以内に源泉が存在する場合は、揚湯量の合計が②に示される量以下であること。		指定地域外
②温泉動力の装置の許可に係る審査基準 (平成 10 年 7 月 1 日東京都告示第 724 号) ・揚湯量 : 150 m <sup>3</sup> /日以下		指定地域外
③温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて (平成 20 年 9 月 9 日東京都自然環境保全審議会温泉部会決定)		
ア	配慮を要する井戸への影響 : 周辺 1 km 以内の水道水源井戸又は水道未給水地域における生活の用に供する井戸	配慮を要する井戸なし
イ	配慮を要する湧水への影響 : 周辺 1 km 以内で、重要な役割を持つとして区市町村が指定又は判断する湧水	配慮を要する湧水なし
<周辺自治体からの申請に対する地下水保全に関する意見> 八丈町 : なし		

- ・可燃性天然ガスによる災害防止に関する基準に適合していること（第2号）

基準		本申請の内容
温泉法施行規則第1条の2各号		
ア	掘削口から敷地境界線までの水平距離が3m以上であること (規則1条の2第1号)	水平距離 3m以上
イ	火気を使用する設備を設置しないこと 火気を使用する作業をしないこと 火気の使用を禁止する旨を掲示すること (規則1条の2第2号)	火気設備を設置しない 火気作業(※)をしない 火気禁止を掲示する ※ケーシング溶接・溶断作業を除く
ウ	掘削口から水平距離3mの範囲内で、関係者以外の立入りを制限すること (規則1条の2第3号)	周囲に柵を設置し、立入りを制限する
エ	携帯型のガス測定器及び消火器を備えていること (規則1条の2第4号)	ガス測定器及び消火器を備え置く
オ	毎日1回以上、掘削口の周辺のメタンの濃度を測定し保存すること (規則1条の2第7号、第9号)	毎作業日、メタンの濃度を測定し保存する
カ	掘削に係る災害防止規定を作成し、掘削の場所に備え置くこと (規則1条の2第10号)	現場事務所に備え置く
キ	災害その他の非常の場合には、「カ」の規定に従って必要な措置を行うこと (規則1条の2第11号)	必要な措置を行う